

勝利の新聞

しばの勝利 連絡先 草加市北谷2-19-12 048(941)5150【FAX兼用】 第55号 平成29年1月
ホームページ <http://www.shibano.info/>

ひとこと

新たな年を迎えました。本年も皆様にとって良い年になる様、祈念申し上げます。

昨年末、「議会改革特別委員会」が設置され、委員長として当面、次の二点について審議をしていきます。

一、政務活動費について

昨今、社会的に問題提起されている案件です。草加市議会として、総額の妥当性について、情報公開について、支払い方法のあり方について等、特に額については、予算に関わるので、本年の三月を目途に進めていきます。(提案者です)

一、市庁舎建設について

本年夏頃より基本設計に入っていくとのことから、六月頃までに様々な意見を集約し、審議を進めてまいります。

私は、少なくともタコ足のようになって現在の市役所について、全ての部署が収まる庁舎を造るのが最低条件と思っています。昨年末の説明では、第二庁舎に都市整備部、建設部を入れるとの説明がありました。市役所は50年〜70年使用します。最初が肝心です。第二庁舎については、老朽化している外部組織(シルバー人材センターや社会福祉協議会等)を誘致し、更に、民間に貸すなど、新たな市の収入につながる方法を検討すべきでしょう。

本年も精力的に活動していきますので、御指導宜しく
お願い申し上げます。

草加市議会議員

しばの勝利

平成29年1月16日以降の草加市役所 庁舎案内図(事務室配置図)

仮庁舎 (FTビル)

5階	都市計画課 (柿木地区企業誘致推進準備室)、みどり公園課
4階	開発指導課、建築指導課
3階	河川課、道路課
2階	建設管理課、維持補修課

仮庁舎 (ぶぎん草加ビル)

4階	教育委員会 総務企画課、学務課、指導課、子ども教育連携推進室、生涯学習課
----	--------------------------------------

西棟

5階	危機管理課、情報推進課
4階	財政課、交通対策課、くらし安全課、環境課、福祉課(総務係、福祉政策室)
3階	庶務課、契約課、監査委員事務局
2階	秘書課、総合政策課、地域経営室、人権共生課、国際相談コーナー、情報コーナー
1階	広報課、広聴相談課、みんなでまちづくり課、産業振興課、文化観光課、スポーツ振興課、市民相談室

第二庁舎

5階	委員会室
4階	議場、議会事務局
3階	納税課、市民税課、資産税課
2階	長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、保険年金課(後期高齢者・重心医療室)、子育て支援課、子ども育成課、保育課、子育て情報スポット(プチみつけ)
1階	市民課(個人番号カード交付窓口※) ※1/20(金)までは本庁舎で行います。パスポートコーナー、会計課、埼玉りそな銀行派出所(市金庫)

仮庁舎 (NTTビル)

1階	福祉課(総務係、福祉政策室を除く)、ジョブスポット草加、シルバー人材センターサービス窓口
----	--

仮庁舎 (青木ビル)

2階	臨時福祉給付金室
----	----------

仮庁舎 (高梨ビル)

2階	職員課
----	-----

仮庁舎 (ドーム・ヨシタケ1)

3階	公共建築課(庁舎建設室)
2階	資産活用課 (公共施設マネジメント室)、草加市土地開発公社

仮庁舎 (濱野ビル)

4階	会議室
3階	選挙管理委員会
2階	工事検査課

本庁舎

閉鎖

別館

閉鎖

★草加市一般会計補正予算

●花栗南グラウンド防球ネット撤去工事 700万円

昭和62年12月から平成10年まで借用、その後は1年ごとに更新してきたグラウンドを平成29年3月末にお返しするため、原状回復するものです。なお、当該施設を利用しているグラウンドゴルフ3団体、サッカー4団体について、影響を軽減すべく代案を示していくとのことです。

●臨時福祉給付金 6億5,275万円

平成28年1月現在、市民であり、市民税非課税の方約38,000人に給付金を支給するものです。(国庫負担)平成29年2月に対象者には申請書が送付されますので、忘れずに提出してください。なお、平成29年8月が最終支給月となりますので、注意してください。

●放課後児童健全育成事業 1,496万円

第2児童クラブを新たに6カ所整備し、計12カ所にし、待機児童の解消を目指します。新田、八幡、瀬崎は小学校の空き教室を利用し、栄、新里は民間施設を借りて行います。

●企業支援事業 857万円

ふるさと納税1万円以上の返礼品に使用された企業に支払うもので、
1位 地球儀
2位 せんべい
3位 チョコレート
の順でほかに枝豆や野菜、皮革など多種多様あります。



★交通災害共済条例を廃止する条例

昭和43年に導入した草加市交通災害共済、交通事故に遭われた方の経済的支援、生活の安定の一助をなすことを目的としていました。

・なぜ廃止するのか？

1. 死亡事故が全盛期の1/4となり減少傾向にある。
2. 加入促進をしてきましたが、加入率が平成27年度17.4%と例年加入率が低い。
→ 税の公平性に欠ける。(会費収入+税金で賄っている)
3. ニーズが合わない(民間保険の普及)、自賠償も昭和40年代の300万円から現在3,000万円まで増額されており、任意保険への加入率も昭和40年代の38%から現在88%となっている。

・代替案

民間会社と連携し、安価な加入金で保証が得られる制度を作りたい。現行案としては、入院、死亡1億円、通院はナシ、自転車も保障に入れる など



・経過措置

平成29年度は、例年どおり加入手続きを行います。平成30年度からは、代替案に切り替えます。

保証は、自己があってから2年間遡れるため、支給申請については平成32年まで可能です。

★草加市税条例の一部改正

●軽自動車グリーン化特例を1年延長

平成28年4月1日～平成29年3月31日に購入した新車に適用されます。軽自動車税が環境性能に応じて、25%、50%、75%軽減されます。

●医療費控除の適用要件が変更

次の両方は控除できません。いずれかを選択して医療費控除をしましょう。

1. 医療費の世帯合算が10万円を超える方は現状どおり変更はありません。
2. 医療費の世帯合算が10万円以下の方は、ドラッグストア等で購入したかぜ薬、胃腸薬などの金額が年間12,000円を超えた場合は控除対象となります。

なお、領収書に「スイッチOTC」と記載されているものに限りません。



↑このマークが目印↑

※特定健康診査、予防接種、人間ドッグ等を受診した方が対象となります。(要領収書)

※1万2,000円を超える部分が控除の対象となります。(8万8,000円が控除の上限)

★国民健康保険税条例の一部改正

国は、国民健康保険税の最高限度額を89万円と定めています。(国保、介護、後期高齢者支援金)

草加市は特例により77万円としていましたが、85万円に改正するものです。

内容は

国保	51万円	→	52万円
介護	12万円	→	16万円
後期高齢	14万円	→	17万円

となります。

なお、増額となる対象は、国民健康保険加入世帯40,689世帯中、1,235世帯で約3%です。

★歯科口腔保健の推進に関する条例の制定

全市民の健康保持、増進に寄与するための施策の一環として制定するものです。内容としては、成人歯科検診、子ども虫歯予防対策については、各種検診の充実及び受診率の向上を図るものです。妊娠期～子育て期については、新たな検診のあり方を検討し、障害のある方については、利用している施設等に口腔ケアの増進対応を図るものです。